

ネットワーク環境下での知的財産権保護に関する研究

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2013-05-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 夏井, 高人 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/15512

衆国ではデジタル・ミレニアム著作権法により1998年に合衆国著作権法の一部改正がなされ、1998年から1999年にかけて日本国においても同旨の改正がなされた。これによって、デジタル著作物とりわけネットワーク送信によって配布される著作物に関する法制が一段と明確になった。この中で今後最も注目すべき点は、著作物であるデジタル・コンテンツは、それ自身が著作物として保護されるだけでなく、それをネットワークを介して送受信し又は送受信可能な状態に置くことも保護され、また、デジタル・コンテンツの無権限複製等を電子的に阻止するための技術的保護措置（電子透かしや暗号化等）も法的に保護されることになったことである。

これらは、それ自体としてはむしろ当然のことを明確にしたようにも考えられ得る。しかし、第一に、ネットワークを介して配付されるデジタル・コンテンツの多くは、その作成者個人によって創作された部分が極めて小さく、既に存在する他人のモジュールやパブリックなモジュールの組み合わせ方を変更しただけのものである場合が多く、公衆送信権によって守られる対象が社会的視点から見て1個のコンテンツであるとした場合、当該コンテンツにおいて著作者として表示されている者の権利に属しない部分が同時に「著作権法によって」法的に保護されてしまうことになりかねない。今後、プログラムの多くがネットワーク上のどこかのサーバに存在する誰かのモジュールを呼び出して、クライアント・マシンのメモリの中で繋ぎ合わせるためのスクリプト機能を主体とするものになると予測されるところから、この点に関する解釈論は混迷を極めることになるであろう。第2に、デジタル・コンテンツの技術的保護措置についても同様である。アメリカ合衆国における1999年時点における議論は二分されており、あくまでも著作物であるコンテンツを含む技術的保護措置のみが保護されるという立場と、内容であるコンテンツが著作物であるか否かを問わず、著作権保護のために作成された技術的保護措置はそれ自体として保護されるという立場とがある。日本国著作権法では、この点が明確にされているというのが立法担当者の意見であるが、ネットワークでは、日本の国境を越えてコンテンツの流通がなされるのであるから、合衆国著作権法における強硬論とりわけコンテンツ業界からの主張は、日本国著作権法の解釈・運用にも影響を与えざるを得ないだろう。

かくして、ネットワークで配付・流通するデジタ

ネットワーク環境下での知的財産権保護に関する研究

夏井 高 人

WIPOの1996年新著作権条約に則り、アメリカ合

ル・コンテンツに関する限り、日本国著作権法の解釈
論だけで対応可能な時代は終わったと考えられる。